

学校いじめ防止基本方針

四国中央市立中曾根小学校

令和7年10月改定

学校いじめ防止基本方針

四国中央市立中曾根小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

いじめは、どの子どもにも、どの集団においても起こりうるものであり、だれもが被害者にも加害者にもなる可能性があります。いじめにより児童がつらい思いをすることがないように、だれもが「いじめは絶対に許さない」という意識をもって、学校だけでなく保護者、地域住民、関係機関が連携して取り組まなければなりません。

そこで、いじめ防止対策推進法 13 条に基づき、本校における学校いじめ防止基本方針を以下のように策定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの迅速かつ適切な対処を、総合的かつ効果的に推進します。

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

【基本理念】

- ・ 道徳教育等の充実を図り、自分も人も大切にできる児童の育成に努める。
- ・ いじめの防止、早期発見に最善を尽くす。
- ・ いじめを受けた児童等のケアに最善を尽くす。
- ・ いじめの予防や解消のための校内研修を充実させ、教職員の指導力の向上に努める。

(2) いじめの禁止（いじめ防止対策推進法 第4条）

児童等は、いじめを行ってはならない。

(3) いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

一定の人的関係とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、物理的な影響とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有する。

(4) いじめの態様

- ア 冷やかしかからかい 悪口や脅し文句 いやがらせ
- イ 仲間はずし 集団による無視
- ウ 軽くぶつかる たたかれる 蹴られる
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠される 盗まれる 壊される 捨てられる
- キ いやなこと、危険なことをされたりさせられたりする
- ク パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報し連携した対応を取ることが必要である。

(5) いじめの問題の理解

ア いじめを捉える視点

- ・ 一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為である。
- ・ 当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じている。
- ・ いじめは力の優位－劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われることにより、いじめられる児童は加害者を訴え出る意欲を奪われ、無力感に陥ってしまいかねない。

イ いじめの構造

- ・ いじめは意識的かつ集合的に行われることにより、いじめられる児童は他者との関係を立ち切れ、絶望的な心理に追い込まれる。
- ・ いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つ。

ウ いじめる心理

- ・ 不安や葛藤、劣等感、欲求不満などいじめる側の心理を読み取る。

【いじめの衝動を発生させる原因】

- ① 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする。）
- ② 集団内の異質な者への嫌悪感情
- ③ 妬みや嫉妬感情
- ④ 遊び感覚やふざけ意識
- ⑤ いじめの被害者となることへの回避感情
- ⑥ テレビ番組やネット動画等の安易な模倣 等

2 いじめの未然防止等のための対策

(1) 学級経営の充実

- ア 表情や会話などから児童の心の状態を把握する。
- イ 児童の良さを認め、励まし、広げる場を積極的に設定する。

(2) 人権・同和教育の充実

- ア 自尊感情の育成、自分も人も大切にできる児童の育成
- イ 仲間意識に支えられた温かい集団づくり
- ウ 人権集会の充実

(3) 道徳教育の充実

- ア すべての児童等がいじめを行わない。
- イ 他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置しない。
- ウ いじめの防止に資する児童等が自主的に行う活動への支援（ポスター、標語づくり等）

(4) 体験活動の充実

- ア 心が通う対人交流の素地を養う。
- イ 総合的な学習の時間やキャリア教育の充実

- (5) 児童の主体的な活動（児童会活動等）
 - ア コミュニケーション活動の設定
 - イ 仲間とともに取り組む活動の設定
 - ウ 市いじめSTOP愛顔の子ども会議への積極的参加
- (6) 分かる授業づくり
 - ア 授業改善（授業のユニバーサルデザイン化）
 - イ 指導方法の工夫改善（指導と評価の一体化）
 - ウ 個々の児童へ対応する授業
 - エ 「学習の約束」等、授業中のルールの徹底
- (7) 特別活動の充実
 - ア コミュニケーション能力の育成
 - イ 規範意識の確立
- (8) 相談体制の整備
 - ア 児童等、保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制の整備
 - イ 教育相談の充実（教育相談日の設置）
 - ウ スクールソーシャルワーカー等の活用
- (9) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
 - ア インターネットを通じて行われるいじめを防止するための児童及び保護者への啓発（印刷物による啓発や外部講師による講演会等）
 - イ 情報モラル教育の充実
 - ウ 教職員に対する情報モラル教育研修の実施
 - エ 文部科学省の「情報モラル教育ポータルサイト」の活用
 - オ 保護者との連携・相談体制の構築
 - カ 「デジタル・シティズンシップ教育」の推進
- (10) 発達障がい等への共通理解
 - ア 校内支援体制の整備と充実
 - イ 教育相談の充実（特別支援教育コーディネーターの活用）
- (11) 校内研修の充実
 - ア いじめの防止に向けた教職員の意識統一（「いじめは、絶対にゆるさない」の徹底）
 - イ こまめな情報交換と情報の共有化
 - ウ いじめ及びいじめ重大事態の捉え方やそれらへの対応に関する法令等の理解促進
 - エ いじめ重大事態発生時の関係者の対応や調査についての周知徹底
 - オ 学校の実情に応じた手順や方針についての共通認識
- (12) 学校相互間の連携協力体制の整備
 - ア いじめの防止のための保護者への啓発
 - イ 学校いじめ防止基本方針の説明
 - ウ 保護者アンケートの活用
 - エ 相談窓口の周知徹底

3 いじめの未然防止等のための組織の設置

- (1) 名称「いじめ防止対策委員会」
- (2) 構成員 校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、人権・同和教育主任、養護教諭、学級担任（※必要に応じて外部専門機関等と連携）
- (3) 活動内容
 - ア 早期発見のための研修
 - (1) 子どもの声に耳を傾ける。 ○ 日記、相談、日常会話
 - (2) 子どもの行動を注視する。 ○ 観察、チェックリスト
 - イ アンケート等調査の工夫
 - (1) 生活アンケート、いじめアンケート（言葉、暴力）
 - (2) いじめの早期発見、学校生活満足度や意欲、心の変化の把握
 - ウ 相談活動の充実
 - (1) 丁寧に聞き取りを行う。
 - エ 保護者との連携・情報の共有

- (1) 保護者が話しやすい人間関係の構築と学校体制づくり
- (2) スクールソーシャルワーカーによる教育相談日の設定
- オ 地域及び関係機関との連携
 - (1) PTA 活動の取組の推進
 - (2) 地域人材の学校教育活動への積極的な参画
 - (3) 児童相談所や警察など関係機関、医療機関、教育委員会、子育てや福祉に係る機関との情報交換等、日常的な連携の強化
- カ いじめの防止等のための取組に係る達成目標の設定
 - (1) いじめの問題に対し、迅速かつ組織的な対応をする。
 - (2) いじめ防止対策委員会が未然防止・早期発見・早期対応に機能する。

【重点目標】

- ① いじめを発見したり、情報が寄せられたりしたら、即日対応し解決に導く。
- ② 事実確認後、情報は必ず全教職員で共通理解を図る。

- キ 学校評価における目標の達成状況の評価とそれに基づく取組の改善
 - (1) 自己評価でいじめに関する項目を設定し、学期ごとに評価
 - (2) 自己評価の結果を基に改善策を実施
- ク インターネット等を通じて行われるいじめへの対応
 - (1) インターネットの使い方について、デジタル・シティズンシップ教育を推進する。

(2) 年間取組計画の策定

	職員会等	未然防止の取組	早期発見の取組
1 学期 (夏休み)	いじめ防止対策委員会 (方針・計画等) いじめ対策チーム編制 職員研修会 (いじめの防止 の対応を確認) 学校評価をもとに研修	PTA 総会 (方針説明) 年間 計画への位置付け ・学級、学年集団づくり ・人間関係づくり	・アンケート、日記 ・児童の観察 ・教職員の情報交換 ・教育相談を行う ・学校評価アンケート
2 学期	いじめ防止対策委員会 (2, 3 学期の計画) 職員研修会 (事例研修) 学 校評価をもとに研修	・学級、学年集団づくり ・人間関係づくり 人権・同和教育参観日で保 護者啓発	・アンケート、日記 ・児童の観察 ・教職員の情報交換 ・教育相談を行う ・学校評価アンケート
3 学期	いじめ防止対策委員会 (本年度の反省、見直し)	・学級、学年集団づくり ・人間関係づくり	・アンケート、日記 ・児童の観察 ・教職員の情報交換 ・教育相談の実施

(3) アンケートの実施・考察

ア 児童用アンケート

学級担任が、毎月月末に児童対象に実施し、集計したものを生徒指導主事に提出する。生徒指導主事が全校分を集計し、いじめ防止対策委員会で協議をした後、全教職員に周知し、意識統一を図る。

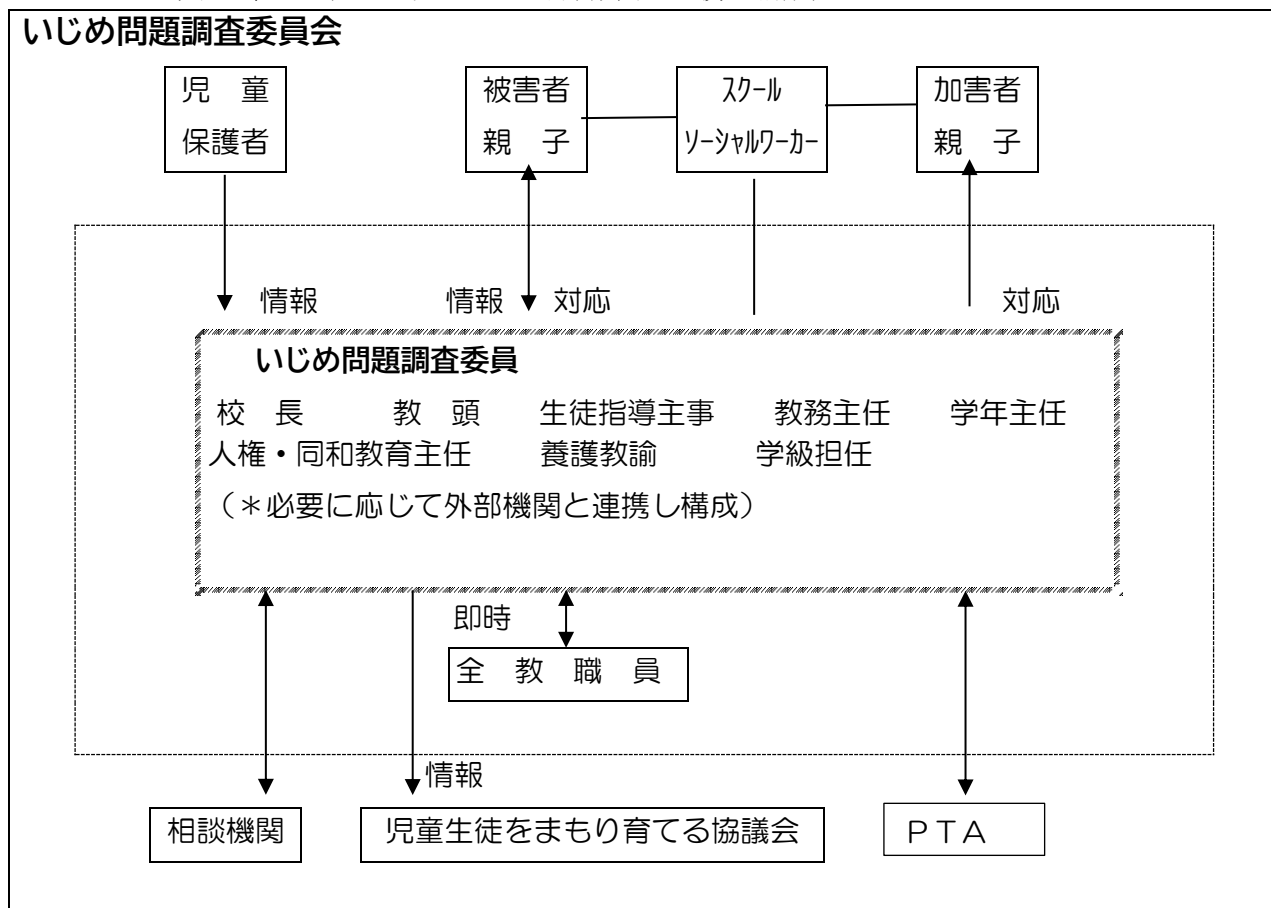
イ 職員用アンケート

教務主任が、毎学期末に職員対象に実施し、集計したものを基に全職員で協議し、学校運

営の改善を図るための資料として活用していく。また、学校関係者評価委員会の資料や保護者・地域との連携のために活用していく。

4 いじめが発生した場合の組織の設置

- (1) 名称 「いじめ問題調査委員会」
- (2) 構成員 校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、人権・同和教育主任、養護教諭、学級担任（※必要に応じて外部機関と連携し構成）



(注) いじめと思われる行為を発見したり情報が寄せられたりした場合の対応

- ① すぐにいじめ問題調査委員会を開催する。
- ② その後、すぐに調査委員会の協議事項の情報を、全教職員に提供し、協力体制を整える。

(注) 指導に関しては、「活動内容」を参考にするとともに、中曽根小学校いじめ問題調査委員会で協議して対応する。

(注) 相談機関は、少年育成センター、警察、東予子ども・女性支援センターを中心に置き、指導の協力を依頼する。

(3) 活動内容

ア 事実確認・情報共有

情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に示す。いじめの事実確認・情報共有は、学校で行う。

イ 被害児童・保護者に対する説明、支援

ウ 加害児童への指導及び保護者への支援

イ、ウを行うに当たっては、保護者間で争いが起こることのないよう、情報を共有する措置を講ずる。加害児童には、非を認め相手に謝罪させるとともに、再発しないことを約束させる指導を行う。

エ 教育委員会への報告・連絡・相談

学校だけで解決困難な事案が生じた場合などにおいては、教育委員会に迅速に報告し、ともに対応方針を検討するなど、教育委員会と連携した対応を図る。

オ 安全措置（緊急避難等が必要な場合）

必要があると認めるときは、いじめを行った児童等をいじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせ、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講ずる。

カ 懲戒

いじめを行った児童生徒に対して、教育上必要と認めるときは、適切に懲戒を加える。その際には、感情的にならず、教育的配慮の下、児童生徒が自らの悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

キ 出席停止

被害児童の生命及び心身の安全、教育を受ける権利を保障するため、必要に応じて出席停止の措置を講ずる。早期に教育委員会と連携し、指導記録を基に校長が意見具申を行い、適正・適切な手続きができるようにする。

ク 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるとき

教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応をとる。

ケ 生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき

教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応をとる。

5 重大事態への対処

重大事態とは、

- ・ いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に着手する。）

※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(1) 調査組織「いじめ問題調査委員会」を開く。

(2) 対応

- ・ 質問紙等の使用等により、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・ 必要に応じて、外部機関と連携する。

(3) 報告

- ・ 市教委へ調査結果を報告する。市教委から市長に報告する。

(4) 調査協力

- ・ 「四国中央市いじめ防止対策委員会」への調査協力を行う。

(5) 調査結果の提供

- ・ いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、事実関係等その他必要な情報を提供する。
- ・ 事案に応じて、保護者説明会を開催する。

6 学校評価

いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正な評価を行い、必要に応じて見直す。

7 ホームページでの公開について

学校のホームページで「学校いじめ防止基本方針」の全文を公開する。

8 平時からのいじめ及びいじめ重大事態対応への備え

(1) いじめの初期対応のフローチャートの作成・活用（別紙 1）

(2) いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリストの作成・活用（別紙 2）

9 正確な事実関係の把握及び記録・情報共有体制の構築

- ・ いじめ及び生徒指導事象に関する事実関係の把握及び記録用フォーマットの作成・活用（別紙3）

参考資料

学校教育法（抄）

昭和22年法律第26号

（児童の出席停止）

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

四国中央市立学校の児童及び生徒に係る出席停止の命令の手續に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第35条第3項の規定に基づき、四国中央市立小学校設置条例（平成16年四国中央市条例第56号）別表に規定する小学校及び四国中央市立中学校設置条例（平成16年四国中央市条例第57号）別表に規定する中学校の児童又は生徒（以下「児童等」という。）に係る出席停止の命令の手續に関し必要な事項を定めるものとする。

（校長の具申）

第2条 校長は、児童等が法第35条第1項各号に規定する行為を繰り返し行う等により他の児童等の教育に妨げがあると認める場合で、当該児童等又は当該児童等の保護者（以下「保護者」という。）に対し学校が指導を行ったにもかかわらず、学校内の秩序を回復することができないと判断したときは、当該児童等の出席停止（以下「出席停止」という。）について四国中央市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に意見具申を行わなければならない。

2 前項の意見具申は、出席停止に関する意見具申書（様式第1号）に教育委員会が必要と認める書類を添付して行うものとする。

（意見聴取の通知）

第3条 教育委員会は、法第35条第2項の規定により保護者の意見を聴取する場合は、あらかじめ意見聴取に係る通知書（様式第2号）により保護者に通知するものとする。

（出席停止の決定）

第4条 教育委員会は、校長の具申及び保護者からの意見の聴取内容等により総合的に判断し、出席停止の決定を行うものとする。

2 教育委員会は、前項に規定する出席停止の決定をした場合は、出席停止決定通知書（様式第3号）により保護者に通知するものとする。

（状況報告）

第5条 校長は、教育委員会に出席停止期間中の状況を随時報告しなければならない。

（出席停止期間変更）

第6条 校長は、出席停止期間の短縮又は延長が必要と判断した場合は、教育委員会に出席停止期間変

更に関する意見具申書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による判断をした場合は、出席停止期間変更通知書（様式第5号）により保護者に通知するものとする。

（その他）

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。